

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成26年3月5日

規程第2号

改正 令和7年7月9日規程第18号

目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条 第8条）

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第9条 第21条）

第4章 教育・訓練、点検・改善（第22条 23条）

第5章 その他（第24条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）の定めるところに従い、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 機構は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、機構本部、労災病院（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを含む。以下、同じ。）等が一体となって、

これを行うものとする。

(定義)

第3条 本計画において「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで、「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで、「対応期」とは、基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまでをいう。

(新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知)

第4条 病院長は、本計画を効果的に推進するため、準備期、初動期、対応期における新型インフルエンザ等対策に関する診療継続計画(以下「診療継続計画」という。)を作成し、機構本部に登録するとともに、診療継続計画の修正を行った場合には速やかに機構本部に登録する。

2 病院長は、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(平時における関係機関との連携、協力体制)

第5条 病院長は、法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び法第8条第1項に規定する市町村行動計画及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3の規定に基づき締結された医療措置協定における自院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、地方公共団体及び指定(地方)公共機関等と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

2 病院長は、地方公共団体、保健所及び感染症指定医療機関との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。

3 病院長は、地方公共団体及び指定(地方)公共機関等の関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

(情報の収集・連絡体制の整備)

第6条 理事長及び病院長は、相互間において情報の収集・連絡に努める。

- 2 本部又は病院が収集した情報は本部と病院相互間において共有する。
- 3 連絡体制については、病院は毎年4月1日時点の連絡体制を速やかに機構本部に登録し、登録内容に変更が生じたときは速やかにその旨を登録する。

(機構対策本部の設置・運営)

第7条 理事長は、法第15条第1項に基づき政府対策本部が設置されたとき又は理事長が必要と認めた場合は、機構において新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、労働者健康安全機構新型インフルエンザ等対策本部(以下「機構対策本部」という。)を機構本部に設置するものとし、それに当たり必要な事項については、別にこれを定める。

- 一 発生状況の情報収集及び発信に関すること
- 二 関係機関との連絡調整に関すること
- 三 その他医療の提供について必要な業務に関すること

2 理事長は、機構対策本部を設置した場合において、通常の業務に加えて新型インフルエンザ等対策に係る医療業務を円滑に遂行する必要があることに鑑み、機構対策本部の職員配置や職員の業務分担が適切なものとなるように努める。

(病院における対策本部の設置・運営)

第8条 病院長は、前条の規定に基づき機構本部に機構対策本部が設置されたときは、診療継続計画に基づき病院内に新型インフルエンザ等対策を遂行するための対策本部を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(準備期における準備)

第9条 理事長は、準備期において、各病院が診療継続計画に基づき必要な措置を講じるよう指示する。

第10条 準備期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

第11条 理事長及び病院長は、新型インフルエンザ等の感染拡大時は、職場における感染対策による出勤者数の調整や、職員本人の発症や発症した家族等の看病等で、一時的には、多くの職員が欠勤することを想定（最大40%の欠勤を想定）し、重要業務の継続や一部業務の縮小・休止等の人員計画を立案する。有事における職員のシフトや職員のメンタルヘルス支援等について事前に調整等を行う。

（初動期における対応）

第12条 理事長は、初動期において各病院が診療継続計画に基づき、必要な措置を講じるよう指示する。

第13条 初動期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。

（対応期における対応）

第14条 理事長は、対応期において各病院が診療継続計画に基づき、必要な措置を講じるよう指示する。

第15条 対応期においては、病院長は、初動期に引き続き、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。

（患者数が大幅に増加した場合の対応）

第16条 病院長は、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生し、業務の継続が困難と判断した場合には、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

（発生時における情報収集・連携等）

第17条 理事長及び病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報収集及び情報共有に当たる。

2 理事長及び病院長は、職員の発症状況及び欠勤の可能性等の確認については、緊急連絡方法を用いて、通知・報告が可能になるように努める。

3 理事長及び病院長は、関係機関からの情報収集に努め、緊急連絡方法を用いて、適宜

職員に情報提供を行うように努める。

4 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、地方公共団体及び保健所等の関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

5 理事長及び病院長は、必要に応じ相互に連携・協力する。

（特定接種の実施）

第18条 病院長は、政府対策本部において決定される特定接種の接種総数、接種順位等を踏まえ、診療継続計画に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。

2 病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能となるよう必要な対策に努める。

（感染対策の検討・実施）

第19条 病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

2 理事長は、職場における感染対策について検討を行うとともに、職員の安全対策に努める。

（都道府県知事等からの医療等の実施の要請に対する対応）

第20条 理事長又は病院長は、法第31条の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事から医療等の実施の要請を受けた場合には、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、要請に応じて適切な対応を行うこととする。

2 病院長は、前項により医療等の実施の要請等に対応する際には、速やかにその旨を機構本部に報告する。

（医薬品等の備蓄）

第21条 病院長は、診療継続計画に基づき、医薬品及び診療材料等の必要数について検討し、必要最低限の備蓄を行うとともに、定期的な点検を実施する。

2 病院長は、診療継続計画に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。

第4章 教育・訓練、点検・改善

(職員への教育・訓練等)

第22条 病院長は、平時から院内感染対策の徹底のための教育及び訓練を実施するとともに、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。

2 病院長は、地方公共団体等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、研修会参加者等を効果的に活用して職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。

3 病院長は、前2項に規定する訓練等の実施結果を踏まえ、平時の備えや有事における実施体制等について不断の点検や改善を行い、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

(計画の修正)

第23条 本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

第5章 その他

第24条 後の感染症危機においても参考となることから、自院の課題や新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存するように努める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月5日から施行する。

附 則(令和7年7月9日規程第18号)

(施行期日)

この規程は、令和7年7月9日から施行する。